

上越市選挙管理委員会告示 第54号

上越市自治基本条例（平成20年条例第3号）第39条第2項及び第7項の規定による請求を行う場合に必要な投票資格を有する者の総数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

記

- | | | | |
|---|--------------|---------|---------|
| 1 | 投票資格を有する者の総数 | 50分の1の数 | 3,101人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 | 4分の1の数 | 38,761人 |